

広島県障害者自立支援協議会
「就労支援部会」
平成 30 年度報告

平成 31 年 3 月

もくじ

はじめに	2
第 1 「広島県工賃向上に向けた取組(第 3 期)」の策定	3
第 2 平成 30 年度における工賃向上に向けた県の取組	6
第 3 平成 30 年度広島県優先調達方針	10
第 4 就労継続支援 A 型事業所に係る検証	11
第 5 障害者就業・生活支援センターの運営状況	14
平成 30 年度広島県障害者自立支援協議会就労支援部会 委員名簿	15

はじめに

本報告書は、広島県障害者自立支援協議会の専門部会である「就労支援部会」（以下「当部会」）における平成 30 年度の検討結果を報告書として取りまとめたものである。

当部会への付託事項は、次の 2 項目である。

- 1 就労支援体制の整備に係ること。
- 2 福祉的就労の場における工賃向上に係ること。

◆部会開催状況

開催日程	主な議題
第 1 回 平成 30 年 7 月 18 日	【協議事項】 (1) 広島県工賃向上に向けた取組（第 3 期）の策定について (2) 平成 30 年度の工賃向上に向けた県の取組について (3) 平成 30 年度広島県優先調達方針について 【報告事項】 (1) 就労継続支援 A 型事業所に係る検証作業の進捗状況について (2) 障害者就業・生活支援センターの運営状況について (3) 関係機関の取組について
第 2 回 平成 30 年 10 月 23 日	【協議事項】 (1) 就労継続支援 A 型事業所に係る検証報告書（案）について
第 3 回 平成 31 年 3 月下旬	（調整中）

第 1 「広島県工賃向上に向けた取組（第 3 期）」の策定

1 趣 旨

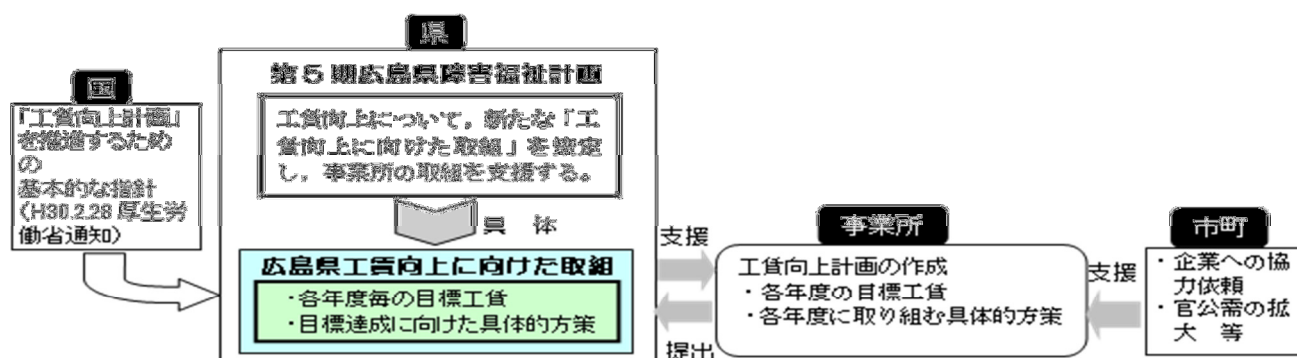
平成 29 年度で終期を迎えた「広島県工賃向上に向けた取組（第 2 期）」の成果や課題を踏まえ、また、第 5 期広島県障害福祉計画（平成 30 年度～平成 32 年度）との整合性を図りつつ、新たな取組（平成 30 年度～平成 32 年度）を策定した。

新たな県の取組については、当部会における協議事項として、平成 29 年度から計 3 回に渡る協議を経て、平成 30 年 8 月に策定した。

◆策定スケジュール

年 度	取 組 内 容
平成 29 年度	H29. 12. 22 県の取組（素案）について検討
	H30. 2. 28 国の基本指針一部改正通知
	H30. 3. 13 県の取組（原案）について検討
	H30. 3 市町の取組について調査
平成 30 年度	H30. 5 事業所工賃向上計画，平成 29 年度工賃実績報告提出依頼
	H30. 7. 18 県の取組（最終案）について検討
	H30. 8～ 新たな取組の公表，国への報告

◆取組策定の概要



2 対象事業所

就労継続支援 B 型事業所

（ただし、就労継続支援 A 型事業所，生活介護事業所，地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し，工賃の向上に意欲的に取り組む事業所は本取組の対象とする。）

3 目標工賃及び設定理由

(1) 設定の考え方

障害のある方が，地域で自立して安心して暮らすためには，生活に必要な経費を，年金などの社会保障給付と，活動で得る工賃収入で賄うことができるようにする必要がある。

$$\text{生活費（月に約 10 万円）} - \text{障害基礎年金 2 級（約 65,000 円）} = \text{必要差額（約 35,000 円）}$$

(2) 目標工賃

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
月 額	16,500 円	17,000 円	17,500 円
時間額	220 円	230 円	240 円

(3) 算出方法

ア 平均工賃（月額）の設定

平成 18 年度から平成 29 年度では、年平均 2.4%の伸び率であること、また、各事業所から提出された平均目標工賃（月額）（H30：15,285 円、H31：15,656 円、H32：16,339 円）及び平成 30 年度からの取組の充実強化を踏まえ、平成 30 年度以降の目標工賃（月額）は、引き続き年 2.4%以上の増加を目指して設定。

イ 平均工賃（時間額）の設定

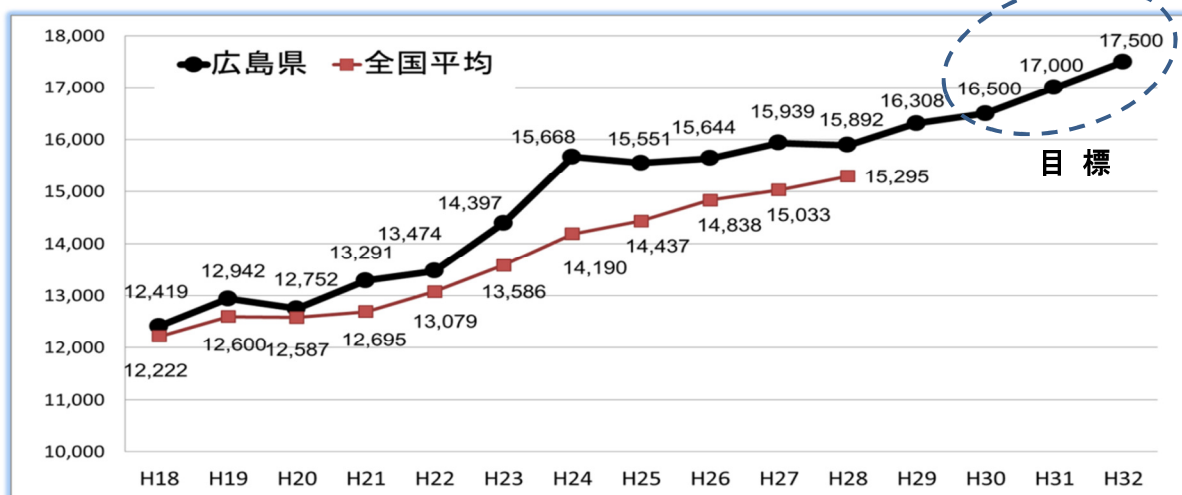
平成 24 年度から平成 29 年度では、年平均 2.6%の伸び率であること、また、各事業所から提出された平均目標工賃（時間額）（H30：205 円、H31：215 円、H32：224 円）及び平成 30 年度からの取組の充実強化を踏まえ、平成 30 年度以降の目標工賃は、引き続き 2.6%以上の増加を目指して設定。

(4) 平均工賃の推移等

(単位：円)

区 分	実 績						目 標		
	H18 年度	H24 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	
月 額	12,419	15,668	15,939	15,892	16,038	16,500	17,000	17,500	
伸び率 (H18 年度比)	100.0%	126.2%	128.3%	128.0%	129.1%	132.9%	136.9%	141.0%	
時間額	—	190	204	204	216	220	230	240	
伸び率 (H24 年度比)	—	100.0%	107.4%	107.4%	113.7%	115.8%	121.1%	126.3%	

【平均工賃（月額）の推移】



4 目標達成のために県として取り組む方策

販路拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同受注窓口と連携した受注拡大 ・ 障害者優先調達推進法に基づく優先的調達の推進 ・ 包括連携協定締結企業等との連携強化 ・ 県や関係団体が主催するイベントへの出展 ・ 県庁舎内販売の実施 ・ 障害者アート作品等を活用した商品開発
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所職員スキルアップ事業の実施 ・ 専門家指導による技術・販売力向上事業の実施 ・ 障害者就労支援事業所売上向上対策事業の実施 ・ 農福連携による障害者の就労促進事業の実施 ・ 工賃向上計画策定研修及び共同受注窓口研修等の支援
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民への働きかけの強化 ・ 企業への働きかけの強化 ・ 事業所への働きかけの強化 ・ 「あいサポート運動」との連携

5 策定スケジュール

- ・ 広島県障害者自立支援協議会就労支援部会での検討
(平成 29 年 12 月 22 日, 平成 30 年 3 月 13 日, 平成 30 年 7 月 18 日)
- ・ 広島県障害者自立支援協議会(全体会議)での承認 (平成 30 年 8 月 2 日)
- ・ 新たな取組の公表, 国への報告(平成 30 年 9 月 4 日)

6 目標額の進捗管理

平成 32 年度までの各年度において, 事業所の工賃実績を調査し, 達成状況を県ホームページ等で公表する。

第 2 平成 30 年度における工賃向上に向けた県の取組

障害者の経済的な自立を伴う地域生活への移行を促進するため、障害者就労継続支援事業所等における生産活動の充実及び工賃の向上を図る取組を支援する。

また、障害福祉サービス事業所の適正な運営及び執行を図るため、当該事業を行う法人等に対する指導・監査等の充実を図る。

1 障害者経済的自立支援事業

経済的自立支援事業内訳	平成 29 年度 決算額	平成 30 年度 事業費
■事業所職員スキルアップ事業 ・工賃底上げ研修	406,000	400,000
■専門家指導による技術・販売力向上事業 ・好事例情報発信事業（S-1 サミット）	2,436,000	1,640,000
■障害者就労支援事業所売上向上対策事業 ※ ・共同受注窓口運営 ・ふれ愛プラザ及び協議会運営	2,937,000	9,543,000
■農福連携による障害者の就労促進事業 ・技術支援アドバイザー派遣事業 ・販路拡大事業	6,049,000	4,752,000
■事業所適正化事業 ・就労継続支援 A 型事業所経営者研修 ・経営改善に係る指導・監査	—	2,799,000

※ふれ愛プラザについては、平成 29 年度まで別事業において運営費補助及び賃料負担を行っていたが、平成 30 年度からは協議会運営等を目的として事業の再構築を行ったため、大幅な増額となった。

(1) 事業所職員スキルアップ事業

区分	内容
目的	県内の障害者就労支援事業所等（以下「事業所」という。）の工賃向上に向けた取組を支援し、障害者の経済的な自立を図るため、事業所の職員に対して、事業所が取り扱う商品の販路拡大や、魅力ある商品開発及び支援者の課題解決を図るための研修を実施する。
受託者	公益社団法人広島県就労振興センター
開催日時	第 1 回 平成 30 年 8 月 31 日（金）10:00～17:00 第 2 回 平成 30 年 10 月 5 日（金）10:00～17:00 第 3 回 平成 31 年 1 月 25 日（金）13:00～17:00
場所	広島市南区地域福祉センター外
参加者	23 事業所
実施内容	事業所が策定した工賃向上計画に掲げる目標工賃の実現に向けて、個別支援計画や行動計画を策定する意義や具体的な策定方策に関する知識や技術を習得するための研修を実施した。 <第 1 回> 現状分析（収支、工賃支払規程等） <第 2 回> 工賃向上戦略 設計書策定 <第 3 回> 成果報告会

(2) 専門家指導による技術・販売力向上事業

区分	内容
目的	障害者の経済的な自立を進めるため、県内の障害者就労支援事業所等（以下「事業所」という。）の活動の充実及び工賃向上に向けて、菓子類の販路拡大や、商品力の向上等を図り、事業所が取り扱う商品の展示及び品評を行う「ひろしま S-1サミット 2018」を実施する。
受託者	公益社団法人広島県就労振興センター
開催日時	一次予選：平成 30 年 9 月 28 日（金）9:30～17:00 本選：平成 30 年 11 月 23 日（金・祝）9:30～15:30
場所	一次予選：広島県庁 本館 4 階 403 会議室 本選：Mazda Zoom-Zoom スタジアム広島 かば広場
参加者	一次予選：10 事業所 本選：10 事業所，一般投票者 584 人
結果	【スイーツ部門】 最優秀賞：NY スタイルチーズケーキ / ガーデンテラス（福山市） 優秀賞：彩（いろどり）もみじ/つくしんぼ作業所（広島市東区） 【スナック部門】 最優秀賞：さくほろ甘酒クッキー / ウイング（東広島市） 優秀賞：とんかかあられしょうゆ味 / 就労センターあつぷ（安芸高田市） 審査員特別賞（両部門から 1 商品） レモンシュガー/障害者活動センターたまご/呉市

(3) 障害者就労支援事業所売上向上対策事業

区分	内容
目的	障害者の就労支援についての有識者等による協議会を設置し、ふれ愛プラザ及び共同受注窓口の売上げ向上、製品力向上への検討・助言を行うとともに、専門家による調査・分析を行い、ふれ愛プラザの機能強化を目指す。
受託者	公益社団法人広島県就労振興センター
実施状況	共同受注窓口コーディネーター1 名を配置し、企業等へ営業を行うことにより、単独の事業所では実施が困難な受注の調整や新規の受注確保に努めている。 また、共同受注窓口としてのふれ愛プラザについて、有識者等による協議会を設置し、自立的運営に向けた売上向上、運営強化に向けた検討を行った。

(4) 農福連携による障害者の就労促進事業

区分	内容
目的	事業所が取り扱う商品の販路拡大や、商品力の向上等を図ることにより、障害者の工賃向上に係る取組を行っているが、さらなる工賃の向上が必要であることから、これまでの取組に加えて農業分野での障害者の就労を促進し、就労の場の拡大を図ることとしている。 当該事業では、農業に関するノウハウを有していない事業所に対する農業技術に係る指導・助言や、6 次産業化の推進を支援し、さらなる工賃の向上に資する。
受託者	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団
実施状況	平成 30 年度は、16 事業所に対して農業技術支援のためのアドバイザーを派遣した。 また、平成 30 年 12 月 8 日（土）にヒューマンフェスタのイベント内で農福マルシェ及び農福連携セミナーを開催した。

(5) 事業所適正化事業

区分	内容	
	就労継続支援 A 型事業所経営者研修	就労継続支援 A 型事業所点検
目的	就労継続支援 A 型事業所の経営者の経営スキルを向上させ事業成績の改善を図る。	県所管の就労継続支援 A 型事業所の経営状況の点検を行い適正な運営等を図る。
受託者	中小企業診断士 山根 敏宏	県中小企業診断士協会の中小企業診断士を帯同し実施
開催日時	福山会場：平成 31 年 2 月 15 日（金） 13:00～17:00 広島会場：平成 31 年 2 月 22 日（金） 13:00～17:00	平成 30 年 10 月～12 月
場所	福山会場：福山合同庁舎 141 会議室 広島会場：広島県庁 6 階講堂	就労継続支援 A 型事業所の 24 事務所
参加者	県内の A 型事業所の管理者/経営者 広島会場：41 人，福山会場：18 人	県，中小企業診断士，事業者
実施内容	(1) 経営戦略の基礎（県内の A 型事業所の経営状況に関する説明を含む） (2) 検証報告書について	経営状況，指定基準などの点検，指導を実施

2 今後の支援方策

(1) 事業所職員スキルアップ事業

就労系事業所に対する継続的かつ効果的支援として、県内の就労継続支援 B 型事業所に向けた工賃向上につながる研修の企画・運営を行う。

また、県の平均工賃を下回る事業所のうち、希望する事業所には専門家を派遣し、各事業所が抱える課題分析や解決策の指導等の重点的な支援を行うことにより、平均工賃の底上げを図る方策について検討する。

(2) 専門家指導による技術・販売力向上事業

ひろしま S-1 サミットをより参加ニーズの高いイベントにするため、現状課題の洗い出しなど一定の総括を行い、参加事業所数の増加に向けた方策を検討する。

また、ひろしま S-1 サミットブランドの確立を目指し、広報力強化等、必要な戦略を検討し、参加事業所の工賃が確実に向上するような取組を実施する。

(3) 障害者就労支援事業所売上向上対策事業

ふれ愛プラザについて、引き続き協議会を開催し、製品のブラッシュアップ、販路拡大等の協議・検討を通じて売上げ向上策を実施し、将来的な自立的運営に向けた機能強化を図る。

また共同受注窓口について、引き続き商談会参加や営業強化を行い、ふれ愛プラザとのマッチングにより受注増加を図り、障害者就労支援事業所の工賃向上につなげる。

(4) 農福連携による障害者の就労促進事業

農業に従事する就労系事業所に対して、農産物や加工製品の商品力向上を目指して継続的技術支援を実施し、売上及び工賃の向上を図る。

また、障害者就労支援事業所売上向上対策事業との連携を強化することで、生産品の販路拡大を行う。

(5) 事業所適正化事業

平成 29 年 11 月、「一般社団法人しあわせの庭」の運営する指定就労継続支援 A 型事業所（以下「A 型事業所」という。）の経営破たんに伴い利用者等が大量解雇される事態が生じたが、A 型事業所における運営及び執行の適正化を図り、このような事態を未然に防止するため、当該事業を運営する法人・事業所職員等を対象とした研修やコンサルタント派遣を実施するとともに、当該事業を運営する法人等に対する指導・監督等の充実を図る。

第 3 平成 30 年度広島県優先調達方針

1 平成 29 年度優先調達実績

32,858 千円

2 平成 30 年度優先調達目標額

34,000 千円

3 今年度の取組状況

障害者就労支援事業所等が取扱う製品や役務について調査を行い、県ホームページに平成 29 年度の県の優先調達実績とともに、「障害福祉サービス事業所取扱物品及び役務一覧」として掲出するなど、優先調達の促進について、関係機関や事業者への周知に取り組んだ。

※広島県ホームページ：障害者優先調達推進法について

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/yuusentyoutatusuisinhou.html>

4 今後の支援方策

優先調達方針を毎年度策定し、県全体で方針を共有、周知し、優先調達の執行体制を確立するとともに、事業所が提供可能な製品やサービス情報を収集し、県ホームページ等により情報提供、広報を行うなど、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図る。

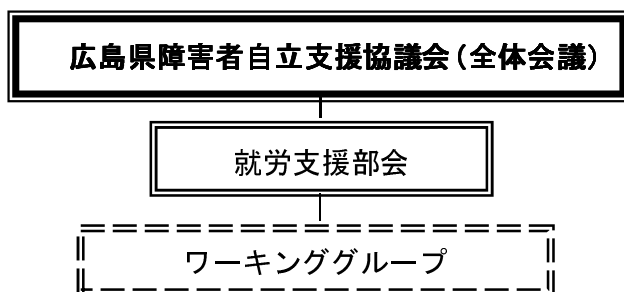
第 4 就労継続支援 A 型事業所に係る検証

1 要 旨

- 指定就労継続支援 A 型事業所を営む一般社団法人「しあわせの庭」（福山市，府中市で 2 事業所を運営）が，平成 29 年 11 月 17 日に経営の悪化等により経営破たんした。
- 利用者 106 名，職員 29 名が一斉解雇されたが，当該法人は，10 月・11 月分の給与や解雇予告手当を支払わず，また，障害者総合支援法で求められる利用者に対する再就職先や他の障害福祉サービスの斡旋などの必要な措置を行わなかった。
- 本事案の原因や課題等を明らかにするため，広島県障害者自立支援協議会（以下，「協議会」という。）が検証作業を行い，平成 30 年 12 月 6 日，検証報告書を取りまとめた。

2 検証体制

- 検証作業は，協議会の「就労支援部会」で実施した。
- 検証作業には，福山市も参画した（平成 30 年 1 月 30 日知事・市長会議）。
- 就労支援部会にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置き，事務局を県と福山市が担った。



3 検証経過

機 関	時 期	内 容
自立支援協議会	1 月 18 日	事案の説明，検証の進め方等協議
就労支援部会	2 月 20 日	事案の説明，検証の進め方等協議
第 1 回 WG	3 月 6 日	事案の説明，検証項目等協議，審査体制ヒアリング
第 2 回 WG	6 月 5 日	アンケート・ヒアリングの実施方法等協議
	6 月 13 日～	アンケート実施
就労支援部会	7 月 18 日	WGの進捗状況の報告
第 3 回 WG	8 月 2 日	利用者等ヒアリングの実施，有識者からの意見聴取
自立支援協議会	8 月 3 日	進捗状況の報告
第 4 回 WG	9 月 14 日	アンケート等結果報告，再発防止策等検討
第 5 回 WG	10 月 9 日	検証報告案検討
就労支援部会	10 月 23 日	WGより報告，報告案検討
自立支援協議会	11 月 6 日	部会より報告，協議
自立支援協議会	12 月 6 日	検証報告書を県に提出

4 検証報告書の概要

(1) 経営破たんの原因

- ・ 自己資金を準備せず，借入金，訓練等給付費，特定求職者雇用開発助成金に依存した経営
- ・ 事業拡大に生産活動による収益が伴わず資金ショートし破たん（負債総額 2 億 8,000 万円（内 2 億 2,000 万円は金融機関等からの借入及びリース））

(2) 現状・課題，再発防止に向けた取組への提言，制度要望などの概要 別紙のとおり。

5 今後の県の取組予定

- (1) 提言内容の実現を図るため，マニュアルの改定など業務見直しや必要となる事業に取り組む。
- (2) 制度要望については，平成 30 年 12 月 25 日，厚生労働省に対し福山市と共同で要望活動を行った。

目指すべき姿	現状・課題等	分析	再発防止に向けた取組への提言と制度要望
<p>事業所指定・指導の適正化</p>	<p><県及び福山市の事業者指定・指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査・検査が表面的 ・事業計画の採算性の審査が不十分 ・検査の際に会計検査をしていない ・設置法人を検査していない ○ 3年に1回の実地検査など検査の頻度が低い 	<p>⇒指定基準の項目チェック中心</p> <p>⇒会計検査のスキルがない</p> <p>⇒法人の検査権限が不明確</p> <p>⇒事業所数と検査体制のアンバランス</p>	<p>○ 経営内容・個別処遇に踏み込んだ審査・検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル改訂，職員研修，外部専門家の活用 ・地域差解消のため指導監督基準の改正や行政職員の研修実施（制度要望） <p>○ 指導・検査体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査対象数に見合った指導・検査体制の整備 等
<p>A型事業所のあるべき姿を目指した運営の底上げ あるべき姿</p> <p>利用者が自立した日常・社会生活を営めるよう、雇用契約締結による（最低賃金保障等）雇用機会の提供、就労の知識・能力向上の訓練等を行う。</p>	<p><事業所運営></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産活動が極端に低調 ・軽作業中心で収益性が乏しい ・全県でも、6割を超える事業所が基準未達状態（生産活動による収益で利用者賃金を賄えない） ○ 精神障害者の利用が多数 ・障害種別：身体 24%知的 24%精神 52% ・全県でも、精神 54%で、精神障害者の利用が過半 ○ 利用者処遇技術が低い ・職員が定着せず未経験者中心 ・研修等人材育成低調 	<p>⇒事業所の規模が小さく、商品開発力、営業力が弱い（定員 20 名で職員 3～4 名配置）</p> <p>⇒精神の障害特性に配慮した就労支援が必要だが、それができる事業所は少ない</p> <p>⇒事業所の規模が小さく、単独では人材育成の力が無い</p>	<p>○ 基準未達事業所の経営改善の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画書の審査，進捗モニタリング，実施状況等公表 <p>○ 収益力向上のための経営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導，検査における経営診断，県市町の各種支援策（商品開発，共同受注，優先発注など）等への参画 <p>○ 提供するサービスの質の向上と事業経営の透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等情報公開制度等による情報公開の徹底 <p>○ A型事業所職員の資質向上のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者に対する就労支援スキル向上を含めた職員研修機会の提供 <p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A型事業所の自助努力を促す報酬体系，テレワークの活用（制度要望） 等
<p>利用者が能力を最大限発揮し、安心して働ける場の確保</p>	<p><利用者に対する支給決定></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の能力に応じたサービスの振替が不十分 ○ 相談支援事業所との連携が不十分 ・セルフプラン利用者 30%，暫定支給決定低調 ・全県ではセルフプラン 44%で相談支援事業所によるモニタリングが行われていない 等 <p><利用者保護></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部牽制脆弱，情報公開に消極的 	<p>⇒適切にサービスを紹介するには、高い専門性が必要</p> <p>⇒相談支援事業所が不足</p> <p>⇒ハローワークとの連携が薄い</p> <p>⇒運営主体として、制度が容認してい</p>	<p>○ 利用者の能力にふさわしい働く場を提供するための関係機関の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク，市町，相談支援事業所間の適切な連携・調整の仕組み構築 ・事業所が行ったアセスメントを市町が適正に評価するための技術的支援，相談支援全般に対する市町への財政的支援の充実（制度要望） <p>○ 不適格事業者あるいは経営危機状態にある事業所からの</p>

目指すべき姿	現状・課題等	分析	再発防止に向けた取組への提言と制度要望
<p>利用者が能力を最大限発揮し、安心して働ける場の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員 2 人の一般社団法人で、監事未設置，総会未開催で予算・決算なし ・全県でも，基準未達事業所は小規模法人が多い ・経営悪化を知らず，一斉解雇 45 日前に就職した利用者 ○ 廃止時にサービス継続利用のための便宜供与がない ○ 未払賃金 ・未払賃金立替制度は未払賃金の 8 割保護（解雇予告手当は対象外） 	<p>るが，改める必要がある</p> <p>⇒破たんしたら手遅れ，危ない事業所に近づけない</p> <p>⇒破産手続による救済のみでは不十分</p>	<p>障害者保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適格事業者についての情報共有の仕組み構築 ・<u>指定基準の厳格化（特に法人の種類・規模・体制，最低資本金額等の財政基盤），公認会計士又は税理士の関与の必須化，経営情報等の公開による内部牽制体制の強化（制度要望）</u> ○その他 ・未払賃金保障制度の拡充（制度要望） 等

※: は，県内の就労継続支援A型事業所に共通する課題・問題点。

第 5 障害者就業・生活支援センターの運営状況

県では、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、障害者雇用促進法に基づき、障害保健福祉圏域毎に障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）を設置しているが、人口 130 万人を超える広島圏域において増大する障害者の就労支援ニーズに対応し、更なる障害者の雇用促進と職業の安定を図るため、平成 30 年度から広島センターの活動区域を設定し直し、圏域内に 2 か所のセンターを設置し、県内 8 か所のセンターで運営を行った。

平成 30 年度事業内容(障害者就業・生活支援センター運営事業)

趣 旨	就職や職場への定着が困難な障害者に対し、就労面と生活面の支援を一体的に行うセンターの運営を支援し、障害者の就労促進を図る。					
事業内容	日常生活支援担当職員が、家庭・職場等を訪問し、健康管理、金銭管理、住居の確保、年金申請、余暇活動等への助言、保健医療機関や生活支援サービスの利用支援等を行う。(注：就労支援は広島労働局、日常生活支援は県が所管) ◇ 設置場所：広島圏域 2 か所、その他 6 つの障害保健福祉圏域 各 1 か所 ◇ 1 センター当たりの委託料 人件費 5,708 千円（常勤 1 名、非常勤 1 名）、活動費 311 千円					
実 績	区 分	H25	H26	H27	H28	H29
	支援対象障害者数 (人)	4,014	4,643	4,700	5,180	5,650
	相談・支援件数 (件)	26,268	28,934	26,825	30,393	34,506
	職業準備訓練・職場実習あっせん件数 (件)	435	388	388	372	418
	就職件数 (件)	422	416	416	474	444

【参考】広島・広島東圏域の運営状況について

名称	広島障害者就業・生活支援センター	広島東障害者就業・生活支援センター																
所在地	広島市西区横川町 2 丁目 5-6 メゾン 寿々屋 201 号	広島市東区若草町 15-20 就労サポートセンター SOAR 5F																
管轄区域	広島市（中区、西区、佐伯区、安佐南区、安佐北区）、安芸高田市、安芸太田町、北広島町	広島市（東区、南区、安芸区）、府中町、海田町、熊野町、坂町																
運営体制	就労支援員：6 名 生活支援員：2 名 その他非常勤：1 名	就労支援員：4 名 生活支援員：2 名 その他非常勤：ジョブライフサポーター 2 名																
運営状況 (H30.4～ 12 月)	<table border="1"> <tr><td>支援対象障害者数 (人)</td><td>1,506</td></tr> <tr><td>相談・支援件数 (件)</td><td>5,964</td></tr> <tr><td>職業準備訓練・職場実習あっせん件数 (件)</td><td>51</td></tr> <tr><td>就職件数 (件)</td><td>100</td></tr> </table>	支援対象障害者数 (人)	1,506	相談・支援件数 (件)	5,964	職業準備訓練・職場実習あっせん件数 (件)	51	就職件数 (件)	100	<table border="1"> <tr><td>支援対象障害者数 (人)</td><td>100</td></tr> <tr><td>相談・支援件数 (件)</td><td>1,011</td></tr> <tr><td>職業準備訓練・職場実習あっせん件数 (件)</td><td>14</td></tr> <tr><td>就職件数 (件)</td><td>14</td></tr> </table>	支援対象障害者数 (人)	100	相談・支援件数 (件)	1,011	職業準備訓練・職場実習あっせん件数 (件)	14	就職件数 (件)	14
支援対象障害者数 (人)	1,506																	
相談・支援件数 (件)	5,964																	
職業準備訓練・職場実習あっせん件数 (件)	51																	
就職件数 (件)	100																	
支援対象障害者数 (人)	100																	
相談・支援件数 (件)	1,011																	
職業準備訓練・職場実習あっせん件数 (件)	14																	
就職件数 (件)	14																	
課題等	<ul style="list-style-type: none"> 雇用率の達成のために雇うだけになっている企業がある。 就労定着率の低下 就労定着支援事業との連携 相談支援事業所との更なる連携強化 特別支援学校卒業後の就職の際のマッチング 	<ul style="list-style-type: none"> 他センターからの移管者は 53 名 移管希望者は現在支援を受けていない方が多く、本人情報が少ないため現況把握から対応した。 利用者の人数が多く情報不足から支援内容にばらつきが生じている。 関係機関との関係性の構築が必要 																

平成 30 年度広島県障害者自立支援協議会就労支援部会 委員名簿

区分	氏名	所属
部会長	山田 正史	公益社団法人広島県就労振興センター 会長 (社会福祉法人つつじ 理事長)
委員	植野 実智成	広島県商工会議所連合会 事務局長
委員	古玉 哲弘	広島県精神障害者支援事業所連絡会 副会長 (社会福祉法人清風会 清風会サンホーム 管理者)
委員	塩崎 睦典	広島県身体障害者施設協議会 副会長 (社会福祉法人福山愛生会 希望の広場 施設長)
委員	近重 文男	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 農業振興部長
委員	長和 洋光	広島障がい者就労支援協議会 事務局 (医療法人せのがわ多機能型就労移行支援・就労継続支援B型事業所ノイエ 管理者)
委員	西村 浩二	広島中央障害者就業・生活支援センター センター長 (広島県発達障害者支援センター センター長)
委員	橋本 正治	広島市A型事業所連絡協議会 会長 (特定非営利活動法人広島自立支援センターとともに 理事長)
委員	藤原 博文	広島県知的障害者福祉協会 理事 (社会福祉法人虹の会 理事長)
委員	松岡 建興	広島県自立支援協議会就労支援部会ワーキンググループ座長 (社会福祉法人にこにこ福祉会障害福祉サービス事業所にこてらす 施設長)
委員	三島 浩徳	広島障害者職業センター 所長
委員	森木 聡人	広島県障害者相談支援事業連絡協議会 会長 (障害福祉サービス事業所 Bee-Works 施設長)
委員	山崎 幸治	日本労働組合連合会広島県連合会 事務局長
委員	山根 敏宏	経営考房 代表 (障害者経済的自立支援事業担当 中小企業診断士)
委員	角 浩之	広島労働局職業安定部 職業対策課 課長
委員	加藤 啓介	福山市保健福祉局 障がい福祉課 福祉サービス担当課長
委員	柴田 勉	広島県商工労働局 雇用労働政策課 課長
委員	西岡 律子	広島県教育委員会事務局教育部 特別支援教育課 課長
委員	岩崎 和浩	広島県健康福祉局 障害者支援課 課長
委員	村上 誠二	広島県健康福祉局 障害者支援課 自立支援担当監

(部会長及び行政機関の委員を除き五十音順)